

久慈市
デジタル・トランスフォーメーション（DX）
推進計画

岩手県久慈市 令和5年2月13日 1.0版

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の意義.....	1
3 国におけるDXの取組の動向.....	2
4 計画の位置づけ.....	3
5 計画の期間.....	4
第2章 計画の推進体制.....	5
1 推進本部の設置.....	5
2 人材の育成.....	6
3 国・県・民間企業との連携.....	6
第3章 計画の構成.....	7
1 計画の理念.....	7
2 基本方針.....	8
3 分類とスローガン.....	11
第4章 DX推進の取組内容.....	14
1 行政サービスのUPDATE.....	14
2 仕事のUPDATE.....	17
3 DX環境のUPDATE.....	20

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本市の総人口は、昭和35（1960）年に45,025人に達した後は減少傾向が続いており、久慈市人口ビジョンによる将来人口推計のシミュレーションでは、いずれの推計でも人口減少は避けられない結果となっています。

また、近年、市民の生活を取り巻く環境は大きく変化しており、価値観やライフスタイルは多様化し、個性重視と自己実現の社会へと進展する中で、自治体に求められる課題も多様化、複雑化の一途をたどっています。

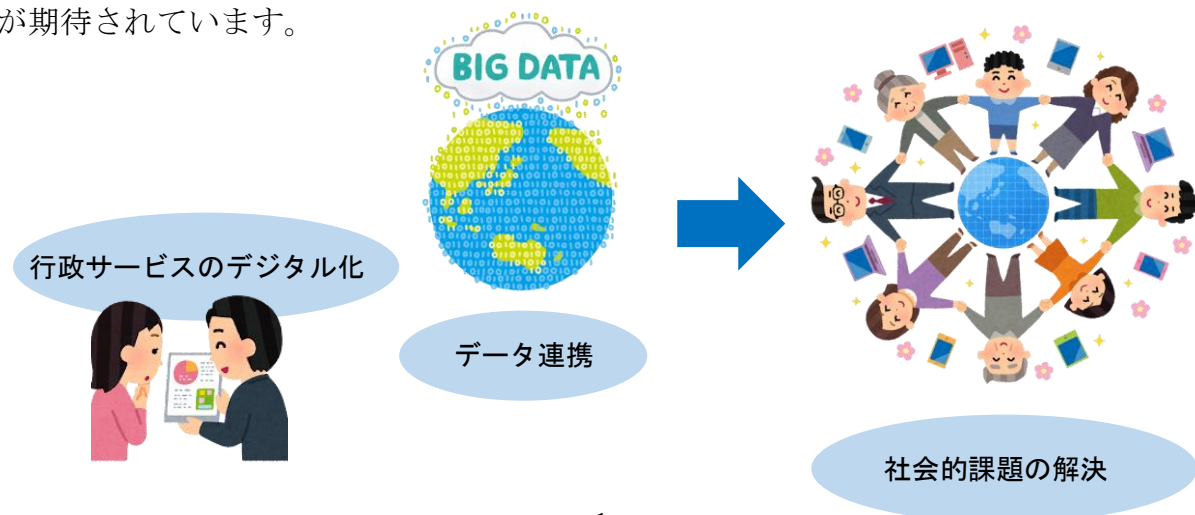
また、地震災害や豪雨災害など、頻発する自然災害や、今般の新型コロナウイルス感染症のような、予期しないリスクの発生などにも対応していくことが求められています。

これらの課題を解決していくためには、久慈市総合計画に掲げている、市民の暮らしを地域が見守り育み、行政が支える、「市民参加の市政」をより高度に推進していくほか、自治体の業務の在り方についても、大きな改革が必要となっています。

2 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の意義

自治体の様々な課題解決において重要とされているのが、「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」という考え方です。これは高度なデジタル社会への変革により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念になります。

DXはデジタル化により、単に利便性が向上するというだけではなく、デジタルで可能なサービスが広く浸透し、多くのデータが連携していくことによって新たな価値やサービスが創出されることにも繋がり、様々な社会的課題の解決に繋がっていくことが期待されています。



また、DXの実現には、デジタル化が目的ではなく、デジタル化を手段と捉えて進めていくことが重要となります。新しい技術があるから導入するのではなく、理想のサービスとは何かを想像し、そこに向かうために制度や施策、組織の在り方なども併せて検討していく必要があります。

DXの最終目標は、社会全体にDXが深く浸透し、社会インフラとしてすべての市民がその利益を享受できるようになることです。しかしながら、この目標は短期間で実現できるものではありません。DXを進めていくためには、長期的なビジョンを持ちつつも、短期的な改革を着実に進めていく必要があります。

3 国におけるDXの取組の動向

政府は、平成13年1月に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」を設置し、「e-japan戦略」を策定したところから取組を開始し、ネットワークインフラの整備を重点的に進める中、平成25年6月には「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定しています。

その後もITの利活用に重点を移し、平成28年12月には「官民データ活用推進基本法」が公布・施行され、全ての国民がその便益を享受し、真に豊かさを実現できる社会を目指し、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定したほか、平成30年1月には「デジタル・ガバメント実行計画」を作成しています。

また、国においてはデジタル庁を創設し、「誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル化」をミッションに掲げ、令和2年12月にはデジタル庁が「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、国が主導的な役割を果たしつつ、全国の自治体で足並みをそろえて推進していくことが示されました。

この自治体DX推進計画においては、次の取組を確実に行うこととされています。



重点取組事項

- ①自治体の情報システムの標準化・共通化
- ②マイナンバーカードの普及促進
- ③自治体の行政手続のオンライン化
- ④自治体の AI・RPA の利用促進
- ⑤テレワークの推進
- ⑥セキュリティ対策の徹底

自治体 DX の取組みとあわせて取り組むべき事項

- ①地域社会のデジタル化
- ②デジタルデバイド対策

4 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「久慈市総合計画」に掲げる基本理念「子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち 久慈」を実現していくために、ICT の側面から行うべき施策等を定めるものとして位置付けます。

また、国の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「デジタル・ガバメント実行計画」、「自治体 DX 推進計画」及び岩手県による「岩手県 ICT 利活用推進計画」を踏まえて策定したものであり、官民データ活用推進基本法に規定されている、「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けます。

久慈市総合計画



5 計画の期間

本計画の計画期間は、総務省の「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」及び、「久慈市総合計画」と最終年度を合わせ、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

【国の計画】

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画			
	デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針			
	自治体 DX 推進計画			

【市の計画】

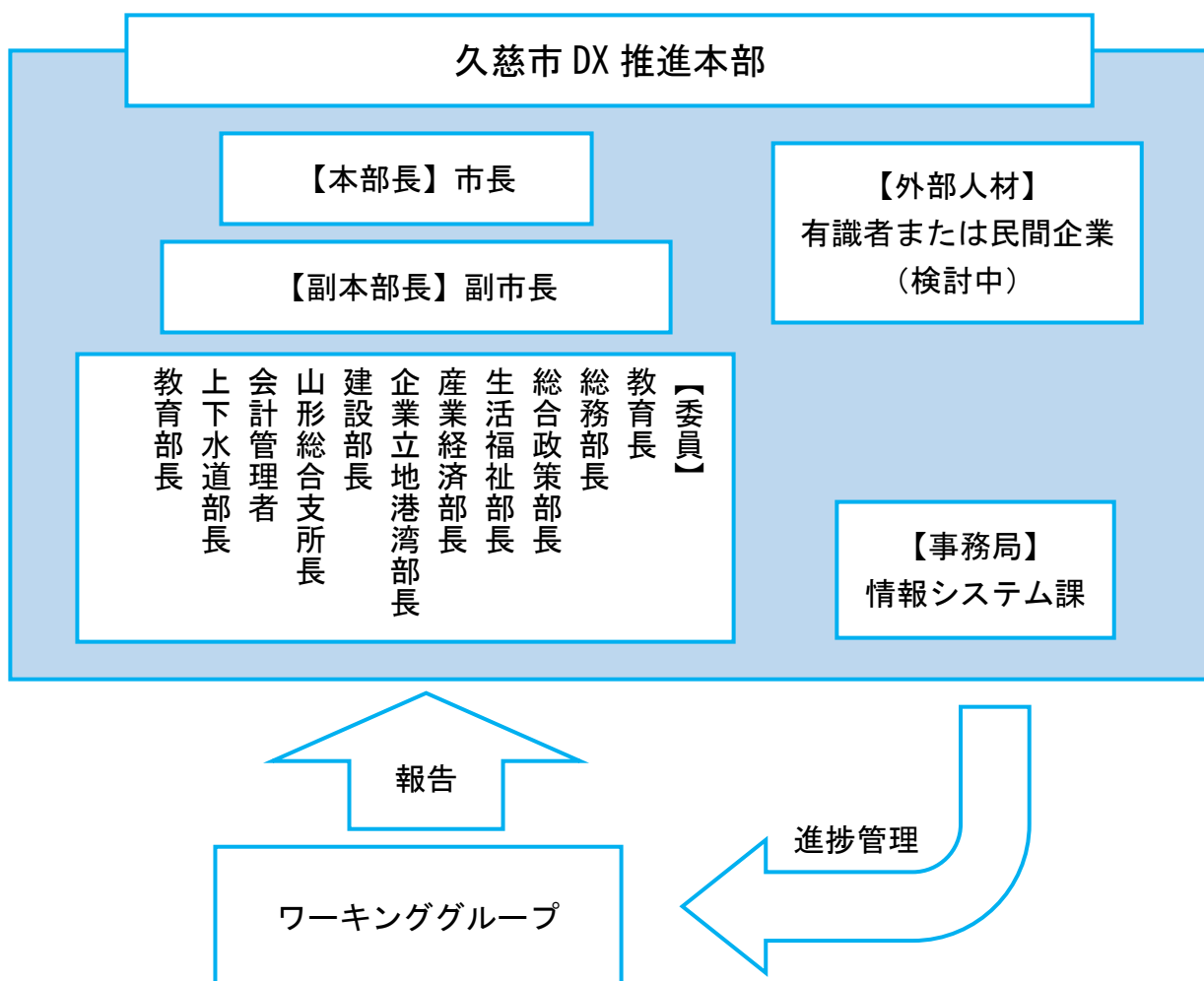
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合計画	久慈市総合計画			
DX 推進計画		久慈市 DX 推進計画		

第2章 計画の推進体制

1 推進本部の設置

本市では、市のDXを推進していくため市長を本部長とする「久慈市デジタルトランスフォーメーション推進本部」を令和4年10月1日に設置しました。

この推進本部は、市のDXの推進方法などについて決定するほか、各課におけるDX推進を補助し、また、関係部局間にまたがる課題についても柔軟に対応していくために、実務者レベルのワーキンググループを設置し、課題の解決に取り組むこととしています。



2 人材の育成

市の DX を効果的に推進していくためには、デジタル技術等の知識を持った人材の育成が重要となります。そのためには、中長期的な視点を持つとともに、全職員を対象とし、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識・能力を設定した体系的な人材育成が必要となります。

また、システムの標準化や個人情報保護法の改正等の最新動向を踏まえた研修や、情報セキュリティに対する意識向上を図っていくことが重要になります。

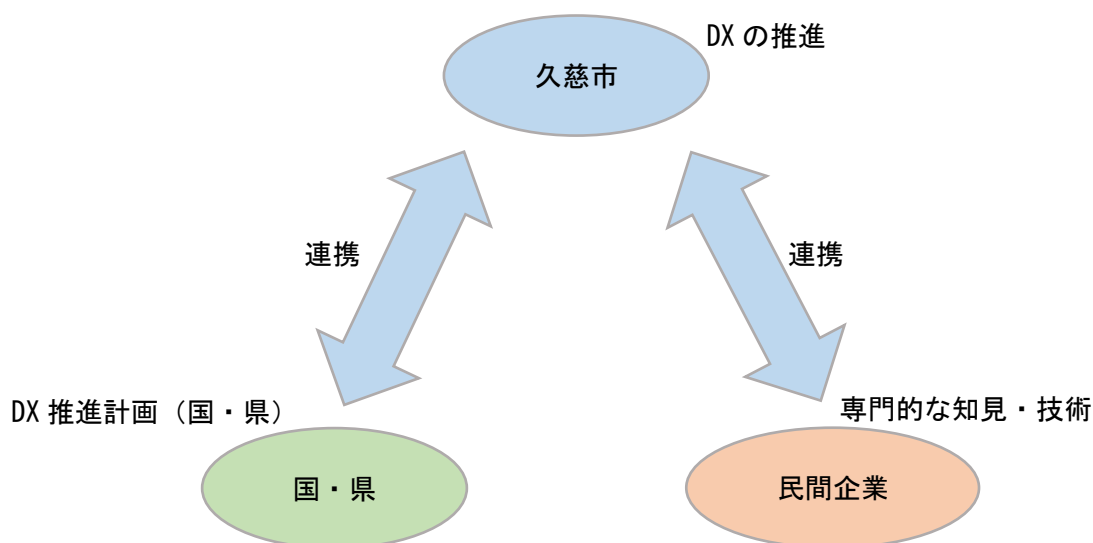
加えて、市民全てが DX の恩恵を受けられるよう、市民のデジタルデバイド（情報格差）を無くするため、市民向けの研修講座などについても、積極的に行うことが望まれています。

これらの人材を育成していくことが当市の DX 推進には欠かせないものと捉え、積極的な人材育成に取り組みます。

3 国・県・民間企業との連携

本市の DX 推進にあたっては、国及び県との連携を図ることはもとより、民間企業との連携も重要と捉えています。

国において策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」や岩手県が策定している「岩手県 DX 推進計画」等をふまえながら、民間企業からの専門的な知見や技術を取り入れ、DX の推進のみならず、組織の仕組みや、組織風土そのものの変革にも取り組みます。



第3章 計画の構成

1 計画の理念

本市を取り巻く環境は、全国的な課題となっている人口減少や、新型コロナウイルス感染症などの予期せぬリスクの発生、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への備えといった様々な課題を抱えているほか、価値観やライフスタイルは多様化し、自治体に求められる課題も多様化、複雑化しています。

これらの課題を解決しながら、市民一人ひとりが豊かに暮らせるまちを実現するためには、単にデジタル技術を導入するのではなく、本市が有する様々な特徴を活かしながら、持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

デジタル技術は日々進歩を続け、さまざまなサービスが民間事業者より提供されています。コロナ禍にあっては、人との接触を避けるため、オンラインショッピングの活用やweb会議による交流などが盛んに行われ、また、災害時の情報発信や収集においても積極的に活用されるようになっており、市民生活においてなくてはならないものとなっています。

しかしながら高齢化が進む社会の中で、デジタル技術の恩恵を受け取れていない高齢者が一定数いることは、大きな課題となっています。

持続可能な地域づくりを進めていくにあたっては、デジタル庁がミッションに掲げているように「誰一人取り残されない」取組が必要不可欠です。新たなデジタル技術は、使いこなせれば高齢者ほどその恩恵を享受出来るとともに、市民みんなが使えるようになれば、その効果を最大限に発揮することが出来ます。

これを実現することにより、地方都市であっても全ての市民が快適に暮らせるまちの実現が可能となると考えています。

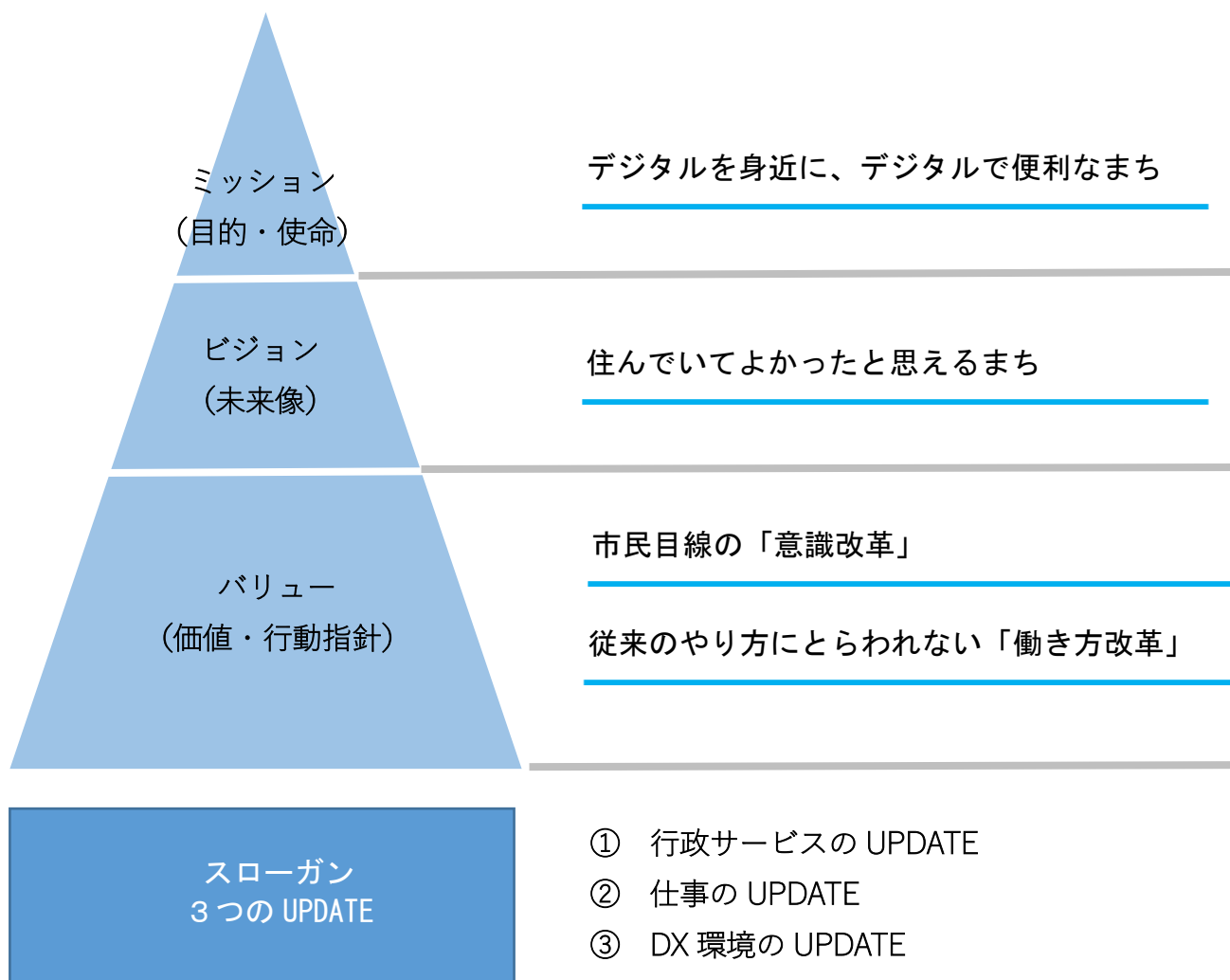
これらの実現に向けて、次の通り基本方針を定め、施策を進めていきます。

2 基本方針

目的の実現に向けて取り組んでいくためには、職員の意識を改革し、全職員が共通認識を持ちながら一体となって DX に向き合う必要があります。このことから、新たに「MVV」(※) の手法を用いることとします。

DX を推進するためには、「なぜ DX を推進するのか (ミッション)」を整理し、中長期的な目標を明確にするため「DX を通じて実現したい市の未来像 (ビジョン)」を設定し、ビジョンを達成するための手段として「市民に提供する価値や行動指針 (バリュー)」を示す必要があることから、これらを次の通り定義します。

※「MVV」とは、ミッション (Mission)、ビジョン (Vision)、バリュー (Value) の略語であり、使命、理念、行動指針と訳され、企業の経営方針等を指すもの。



(1) ミッション

ミッションは「なぜ DX を推進するのか」を表します。市としての使命は総合計画の基本理念である「子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち 久慈」を実現していくことです。

現在の社会はインターネットやスマートフォンの普及により、時間や場所に制限されることなく様々なサービスを利用できるようになっており、行政サービスにおいても積極的なデジタル技術の活用が求められています。

その実現のためには、先進的なデジタル技術を活用して、時間や場所に制限されることなく、住みやすく便利で魅力あるまちを実現するとともに、全ての市民がデジタル技術の恩恵を享受できるまちの実現が必要不可欠です。

このことから、全ての市民がデジタル技術を使いこなし、市民生活が豊かになることを目指し、ミッションを「デジタルを身近に、デジタルで便利なまち」と定義します。



デジタルを身近に、デジタルで便利なまち

(2) ビジョン

ビジョンは「DX を通じて実現したい市の未来像」を表します。ミッションで定義した、デジタル技術の恩恵を市民全員が享受できるまちを実現するだけでなく、そのデジタル技術がより市民生活にとって便利となるツールであることが必要となります。

市としての未来像は総合計画の基本理念のとおり「子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち 久慈」です。市民全員が笑顔で、住んでいてよかったと思えるまち。それが実現したい市の未来像と捉え、ビジョンを「住んでいてよかったと思えるまち」と定義します。

(3) バリュー

バリューは「市民に提供する価値や行動指針」を表します。ミッションとビジョンを達成するためには、これまでの価値や行動指針を大きく変革していく必要があります。ただデジタル技術を導入するだけではその効果は限定的となってしまいます。新たな技術から生まれる恩恵を最大限に発揮するためには、これまでの事務の在り方を根底から見直すことと同時に、今市民が求めているものを的確にとらえていく必要があります。

多様なライフスタイルに柔軟に対応し、寄り添った行政サービスを提供するためには徹底的な市民目線が必要となります。また、市職員の働き方においても、新たなデジタル技術の効果を最大限とするために、従来の組織の慣習や風土にとらわれることなく、政策、組織のあり方の抜本的な改革にも取り組む必要があります。

このことからバリューを、「市民目線の『意識改革』」と、「従来のやり方にとらわれない『働き方改革』」の二つに定義します。



3 分類とスローガン

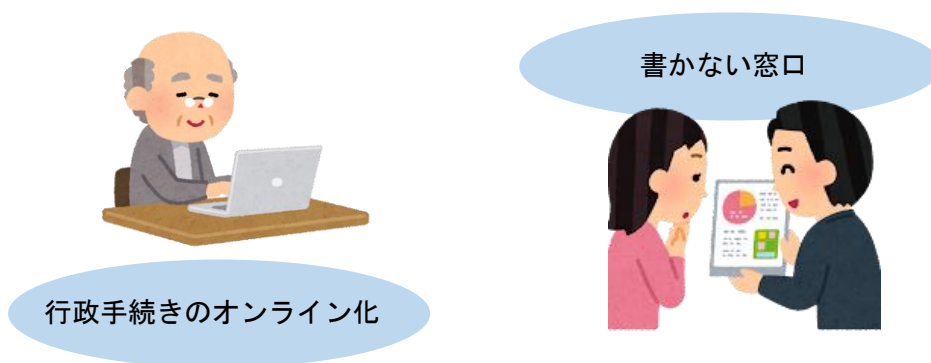
これらの基本方針を円滑に推進していくための取組を下記の3つに分類し、それぞれの取組にスローガンを掲げ取り組んでいくこととします。

(1) 行政サービスへの取組

行政サービスへの取組とは、窓口業務をはじめとする様々な行政手続きへの取組となります。インターネットによる手続きの申請や「書かない窓口」などに代表されるような、市役所を利用する市民や事業者等の利便性を図ることを目的とし、デジタル技術を活用した便利で身近な市役所を目指すものです。

この取組を進めていくためには、これまで行っている行政サービスを根本から見直し、より利便性の高いサービスへとアップデートさせていくことが重要となります。

このことから、この取組のスローガンを「行政サービスの UPDATE」とします。



(2) 働き方への取組

働き方への取組とは、国が示す自治体 DX への取組を着実に推進するのみならず、新たなデジタル技術を積極的に活用し、業務の効率化や見直しを行い、職員が働きやすい環境を構築していくことを指します。

この取組を進めていくためには、職員個々が新たなデジタル技術の知見を有しながら、現在の業務をどのように改善できるのか日々考えることが重要になります。一つシステムを導入して満足するのではなく、常に最大限の効率化を目指してアップデートを繰り返すことが、働き方改革へと繋がります。

このことから、この取組のスローガンを「仕事の UPDATE」とします。

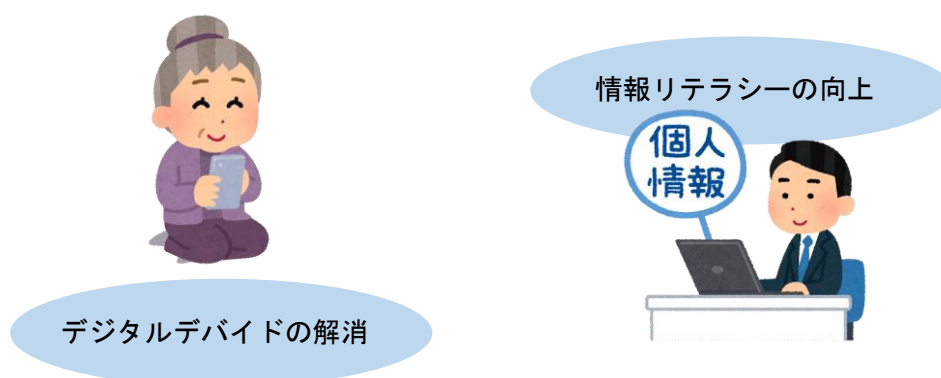
(3) DX 環境の整備

前段の2項目は、市内部での取組となっています。しかしながら、ミッションである「デジタルを身近に、デジタルで便利なまち」や、ビジョンである「住んでいてよかったと思えるまち」を実現していくためには、住民や市内事業者においてもデジタル技術を使いこなしていくことが重要となります。

この取組では、デジタル機器を利用できる人と利用できない人との間に生じる情報格差（デジタルデバイド）を解消し、全ての市民、全ての事業者がその恩恵を受けることを目指します。

そしてまた、市が保有している情報資産だけではなく、個人や事業者が保有している情報資産について、サイバー攻撃やコンピューターウイルスから守っていくことは最重要です。この取組の中では、情報セキュリティ対策へも取り組み、全職員及び全市民の情報リテラシーの向上を図ります。

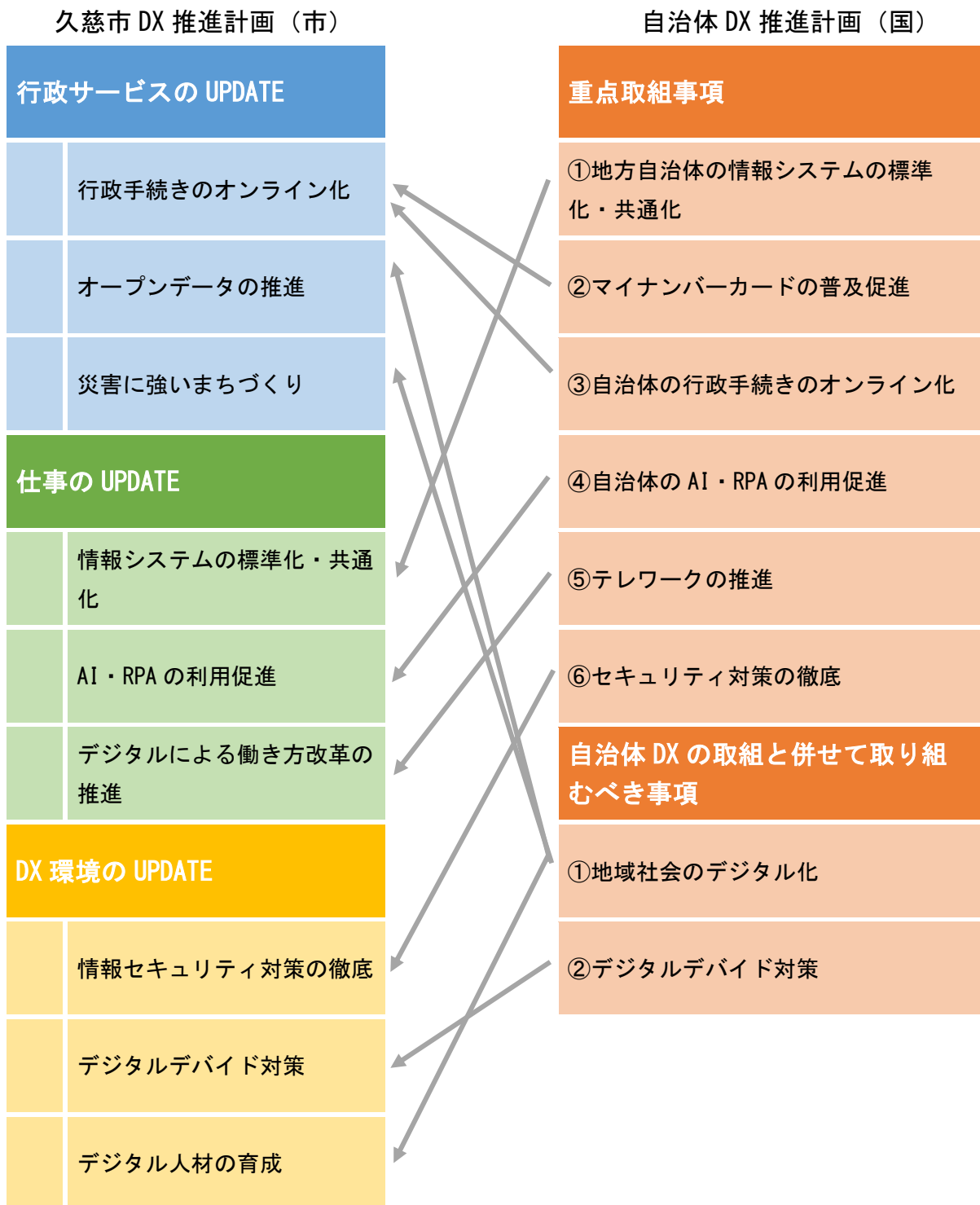
これらを総括し、この取組のスローガンを「DX 環境の UPDATE」とします。



この3つのスローガンごとの取組内容は次のとおりです。これらの取組は、デジタル庁が策定した「自治体 DX 推進計画」における重点取組事項などと併せて取り組みます。

行政サービスの UPDATE	仕事の UPDATE	DX 環境の UPDATE
行政手続きの オンライン化	情報システムの 標準化・共通化	情報セキュリティ 対策の徹底
オープンデータの推進	AI・RPA の利用促進	デジタルデバイド対策
災害に強いまちづくり	デジタルによる 働き方改革の推進	デジタル人材の育成

※国の計画との関係図



第4章 DX 推進の取組内容

この章では、第3章で分類した取組について、スローガンごとにその詳細を記載しています。

1 行政サービスの UPDATE

(1) 行政手続きのオンライン化

「市民にやさしい窓口」を推進するため、「書かない窓口、待たない窓口、行かない窓口」の実現を目指し、行政手続きのオンライン化やデジタル技術を活用した窓口のスマート化を促進します。

概要	市民の利便性向上のため、窓口での負担を軽減する書かない窓口の導入や、時間や場所に制限されることのないオンラインによる行政手続きを拡大していくため、国の施策であるぴったりサービス*と連携しながら利用できる業務の拡大及び利用の促進を図る。			
現状と課題	ぴったりサービスで利用できる業務は子育て関連業務 (R5.1 月現在) のみとなっている。オンライン手続の拡大においては、現在の受付手法では、対面による聞き取りや提出書類等が必要となっている手続き等もあり、オンライン化の妨げとなっている。			
取組内容	既存の手続きの内容を見直し、妨げとなっている手続きを可能な限り排除したうえで、ぴったりサービス等を活用したオンライン手続の拡大を図る。			
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	重点取組事項の手続きのオンライン化	オンライン化可能な手続きの検討		オンライン化手続きの拡大

*ぴったりサービス：マイナポータルの機能の一つで、自治体への申請や届出をオンライン上で行うことができるサービスのこと。

(2) オープンデータの推進

オープンデータとは、国や地方公共団体などが公開している、誰もが利用可能なデータのことを指します。市が保有しているデータのうち、個人情報を含まない公共的なデータを公開していくことは、地域課題の解決や地域経済の活性化を推進するほか、透明性や信頼の向上にも繋がります。

概要	オープンデータを公開することにより、民間企業等がオープンデータを活用し、地域課題の解決や地域経済の活性化を推進するとともに、官民協働の推進も期待されている。このことから、市保有のデータの積極的な公開に取り組むとともに、データの利活用促進を図る。			
現状と課題	オープンデータは機械判別に適した形式・内容であることが望ましいが、各課で保有しているデータは公開に適したデータ形式ではないことから、保有データをオープンデータに適した形式に整理し、政府が示す推奨データセットの公開に向けて取り組んでいるところである。			
取組内容	各課で保有するデータの取りまとめを実施し、ホームページ上に公開する。また、定期的にデータ内容を更新するとともに、公開データ数の拡大や活用しやすい形式の検討を随時実施する。			
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	推奨データセットの公開	オープンデータ拡大の検討		オープンデータの拡大

(3) 災害に強いまちづくり

平成 23 年の東日本大震災や、平成 28 年の台風第 10 号豪雨災害等の教訓を生かし、今後発生が予想されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への備え、新しいライフスタイルに沿った災害に強いまちづくりをデジタル技術を生かして取り組みます。

概要	<p>大型化・激甚化する台風や豪雨災害、さらには今後想定される日本海溝・千島海溝で発生する地震に伴う津波などの被害の防止・軽減を図るため、防災情報のデータ化を推進し、素早く的確な情報の発信を行うとともに、関係機関間のデータ連携等など災害対応のデジタル化を通じて、災害に強いまちづくりを推進する。</p>			
現状と課題	<p>本市では公式ホームページや SNS、防災無線など様々な手段を用いて災害情報の発信を行っているが、一方的な情報の発信にとどまっており、必要な情報が必要な市民に対して届けられていない。双方向の災害情報の共有やより迅速でわかりやすい情報の発信が必要である。</p>			
取組内容	<p>スマートフォンなどの位置情報サービスとリンクした公開型 GIS による避難経路や避難所の案内、災害情報の共有などデジタル技術を活用した災害に強いまちづくりに取り組む。</p>			
スケジュール	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度

2 仕事の UPDATE

(1) 情報システムの標準化・共通化

国が推進している自治体情報システムの標準化・共通化の方針に従い、該当する基幹業務の業務フローの見直しを行いながら、システムの移行を行います。

概要	標準化の対象として国が示す基幹系 20 業務について、標準化に伴う業務プロセスの見直しを行うとともに、対応したシステムへの移行及び国が整備を行うガバメントクラウド（Gov-Cloud）への移行を行います。			
現状と課題	現在のシステムは、自治体の業務プロセスに合わせて個別にカスタマイズされており、制度改正等に伴うシステム改修においても個別の対応が必要となり、費用の高額化やベンダーの固定化が問題となっている。			
取組内容	国が示した標準仕様書に基づき、標準化に対応したシステムの導入、ガバメントクラウドへの移行を行うとともに、標準化の対象となる全ての業務プロセスの見直しに合わせ、現在の業務フローの最適化を行う。			
スケジュール	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	移行計画の策定	Fit&Gap	システム更新、ガバメントクラウドへ移行	

(2) AI・RPAの利用促進

AI (Artificial Intelligence) やRPA (Robotic Process Automation) を活用し、定型業務等の自動化を図り、人為的なミスや作業時間の縮減を図ります。

概要	AI・RPAの活用を拡大することにより職員負担の軽減や事務処理ミスの防止を図り、生み出された時間を新たに市民サービスの向上に向けた時間として活用することを目指す。			
現状と課題	本市では、AI-OCR、RPA、AIを使用した自動文字変換ツールを利用し業務効率化を図っている。RPAは児童手当及び児童扶養手当の所得算定事務で利用しているが、人材やスキルの不足、AI-OCRの読取に適した申請書等のレイアウトの調整が図られていないことから、RPAを利用した業務が限られている。			
取組内容	情報システムの標準化作業と併せて業務プロセスの見直しを実施し、AI-OCR及びRPAを利用した業務の拡大を図る。業務主管課においてRPAを積極的に取り入れることができるように、デジタル人材の育成を実施する。			
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		業務ヒアリング、 利用業務拡大の検討		
			AI、RPA利用業務の拡大	
	AI、RPAの活用			

(3) デジタルによる働き方改革の推進

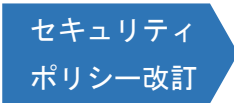

時間と場所を有効活用した柔軟な働き方に対応するとともに、職員のワーク・ライフ・バランスにも考慮し、働きやすさや働きがいを感じられる働き方改革を推進します。

概要	「デジタル・ガバメント実行計画」では、テレワークを活用した柔軟な働き方の推進は、非常時における業務継続の観点に加え、ワークライフバランスの観点からも重要であるとされている。テレワークを推進するためには、電子決裁の導入やペーパーレス化を併せて進めていくことが必要である。決裁や会議資料の印刷など従来の職場慣習を見直し、デジタルを活用した働き方改革を推進する。			
現状と課題	庁議資料のペーパーレス化、部長級以上の職員への持ち運びしやすい端末の配布、テレワークの試行を実施しているが、紙資料の印刷など庁内プリンタの印刷枚数が過大であることから、幅広い業務でのペーパーレス化の推進を図る必要がある。			
取組内容	デジタルによる働き方改革を推進するため、テレワークの本格的な運用と定着、電子決裁の導入、業務のペーパーレス化を促進する。			
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	テレワークの 試行	テレワークの運用		
	ペーパーレス、電子決裁の促進			

3 DX 環境の UPDATE

(1) 情報セキュリティ対策の徹底

デジタル技術の進展に伴う効率性・利便性の向上と情報セキュリティの両立を図るため、技術的・人的な情報セキュリティ対策を徹底します。

概要	<p>行政手続きのオンライン化やデジタルによる働き方改革などの取組の推進においては、内外のセキュリティリスクから本市が保有する情報資産を確実に守るため、技術的・人的な情報セキュリティ対策の徹底が必要である。</p> <p>最新の情報セキュリティの状況を踏まえ、業務で使用する全てのネットワークの管理や物理的な端末の対策の見直し、職員の情報セキュリティリテラシーの向上を図る。</p>			
現状と課題	<p>総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」に基づき、本市では三層分離を実施するとともに岩手県情報セキュリティクラウドに参加しセキュリティ対策を実施している。</p>			
取組内容	<p>デジタル技術の進展や国の動向に応じた情報セキュリティポリシーの改定を実施し、適切な情報セキュリティの確保に努める。さらに、各ネットワークの管理を徹底するほか、クラウド利用時における通信及びデータの暗号化など技術的なセキュリティ対策を実施する。</p> <p>また、職員の情報セキュリティリテラシーの向上のために、オンライン講習や研修会の実施を検討する。</p>			
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
				
				

(2) デジタルデバイド対策

今後進んでいく社会のデジタル化に、誰一人取り残されることなくデジタルの恩恵を受け取ることができ、より豊かな生活を送ることが可能となるようデジタルデバイド（情報格差）対策に取り組めます。

概要	<p>様々な民間サービスや行政サービスのオンライン化等により、社会全体のデジタル化が進められる中において、全ての市民がデジタル機器を利用したサービスを楽しむことができることを可能とすることは、地方公共団体としての責務であり、より豊かな生活を送ることができることができるよう、国、県及び民間企業と連携し、デジタルデバイド対策を実施する。</p>			
現状と課題	<p>社会全体のデジタル化が進展する一方で、パソコンやスマートフォン、インターネットなどの情報技術を使いこなせる人と使いこなせない人との間で格差が生じており、高齢者を中心とした世代に対してデジタル技術を活用したサービスが行き届かない可能性がある。また、情報格差による孤立やデジタルデバイドを利用した詐欺などの被害が発生する可能性がある。</p>			
取組内容	<p>スマートフォンやインターネットの活用により実現できる便利で豊かな生活についての講習会を実施し、苦手意識を持つ方々への意識改革を行うとともに、デジタル機器の操作方法や安心してインターネットを利用するための研修会を国、県及び民間企業等と連携し実施する。</p>			
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度

(3) デジタル人材の育成

市が DX を一体となって推進していくためには、役職等に合わせたデジタルに関する知識やスキルを全職員が持つことが重要となります。これらの知識や技術を向上させ、情報の共有を推進するとともに、DX 推進に係る意識改革も図ります。

概要	<p>行政手続きのオンライン化及びデジタルによる働き方改革の推進では、デジタル技術を市民サービスの向上につなげるための知識やスキルの向上が必要である。</p> <p>さらに、DX の取組を進めるためには、組織文化、風土そのものの変革が必要であることから、その主旨を理解し、DX を推進することができる人材の育成に、国・県及び民間企業とともに取り組む。</p>			
現状と課題	<p>DX の取組に係る知識やスキル、情報が職員に浸透しておらず、RPA などのデジタル技術の利用は一部の課に限られている。AI、RPA などのデジタル技術を利用した業務を拡大し、業務効率性及び市民サービスの向上を図るためには、全職員を対象とした人材の育成を図る必要がある。</p>			
取組内容	<p>全職員を対象としたデジタル技術やスキルの向上に関する人材育成、研修に取り組み、デジタル技術を活用した業務改革を推進する人材を育成する。</p>			
スケジュール	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
		職員研修の実施		
		外部人材、外部研修の検討		
			外部人材、外部研修の実施	